

R 3 報奨金支給制度（市町村）

市町村名	支給金額	支給条件
南相木村	20万円/組	南相木村に永住又は永住する見込みの方が婚姻届を提出した場合に交付
宮田村	最大30万円/組	①令和3年1月1日～令和4年2月28日までに結婚 ②宮田村に住民票があり、今後3年以上居住する39歳以下の夫婦 ③前年度の所得が400万円未満（夫婦の所得を合算） ④居住費、引越し費用の補助
阿南町	10万円/組	婚姻時に夫婦のどちらかが町内に住所を有し、婚姻後も永住する意思のある夫婦
平谷村	15万円/組	本村に生活の基盤があり、かつ住民登録されており、永住を誓う男女のカップル
売木村	30万円/組	①売木村に住所を有して居住する40歳以下の夫婦 ②再婚の場合は1回に限り、片方が初婚であれば対象とする
上松町	現金20万円/組 商品券5万円/組	①夫婦双方が町内に在住し、申請日から6年以上、居住する意思を有すること ②町税等に滞納がないこと ③過去に当祝金の支給を受けていないこと
南木曽町	未定	町内で婚姻届出を行い、在住すること
木祖村	10万円/組	どちらかが木祖村在住で、結婚後木祖村に住民票置いた、1年以上の定住の意思があり、木祖村に婚姻届を提出した場合
木曽町	2万円/組	婚姻届時において、夫婦とも町の住民基本台帳に記載され、交付時においても引き続き記載されている夫婦。
木島平村	10万円/組	村に一年以上の居住実績があるなどの一定の要件を満たした40歳以下の夫婦に10万円を交付
小川村	12万円/12組	婚姻届を提出してから、6ヶ月以内 村内に在住すること
川上村	20万円/組	どちらかが村内に住所を有すること
南牧村	50万円/組	①村内住所 ②いずれかの年齢が42歳以下
泰阜村	10万円/組	結婚時どちらかの年齢が45歳以下で村内に居住及び住所を有し、本村に定着する意思がある場合。
高山村	20万円/組	結婚と同時に村に定住して2年後、かつ引き続き定住の意思がある夫婦